

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名		所在地																					
明治東洋医学院 専門学校		昭和51年4月1日	三澤 圭吾		〒564-0034 大阪府吹田市西御旅町7番53号 (電話) 06-6381-3811																					
設置者名		設立認可年月日	代表者名		所在地																					
学校法人 明治東洋医学院		昭和53年2月10日	谷口 和彦		〒629-0392 京都府南丹市日吉町野田ヒノ谷6-1 (電話) 0771-72-1231																					
分野	認定課程名	認定学科名		専門士	高度専門士																					
医療	医療専門課程	第2柔整学科		平成7年文部科学省 告示第7号																						
学科の目的																										
学校教育法及び柔道整復師法に基づき、柔道整復師に関する知識、技能を教授し、もって現代に立脚した合理的思考のできる有資格者を養成するとともに、国民の健康保持・増進に寄与する人材を育成することを目的とする。																										
認定年月日																										
平成26年3月31日																										
修業年限	昼夜	講義		演習	実習	実験																				
3	夜間	令和4年度、令和3年度 入学生 100単位2,790時間		令和4年度、令和3年度 入学生 0単位0時間	令和4年度、令和3年度 入学生 25単位810時間																					
		令和2年度入学生 101単位2,775時間		令和2年度入学生 4単位90時間	令和2年度入学生 27単位870時間																					
生徒総定員																										
70人		生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																				
70人		16人	0人	10人	36人	46人																				
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 各学期末の試験を学校が規定する基準により評価し、学業成績を判定する指標としてGPAを用いている。																					
長期休み	■春季・夏季・冬季休業 期間は校長が別に定める。			卒業・進級 条件	所定の単位を修得し、かつGPAが判定基準を満たしている者に対して、進級及び卒業の認定を行う。なお、進級・卒業認定のGPAの判定基準は原則として1.5以上とする。																					
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 単位修得が困難な学生には個別指導を考慮したフォローアップセミナー、更なる知識・技術を求める学生にはスキルアップセミナー等の講座を開講し、多様な学生への学修支援を行っている。また、学生生活においては、クラスアドバイザーを中心とした定期的な個別面談により、出席状況の確認及び学修面の指導を行っている。			課外活動	■課外活動の種類 柔道部 ■サークル活動: 有																					
就職等の 状況※2	■主な就職先・業界等(令和3年度卒業生) 鍼灸整骨院、病院 ■就職指導内容 学生のニーズを把握するため、3年次のオリエンテーションでアンケートによる進路調査を実施している。また、学生課が中心となり、学科長及びクラスアドバイザーと連携して、面談等によりキャリア支援に努めている。 ■卒業生数: 2人 ■就職希望者数: 2人 ■就職者数: 2人 ■就職率: 100% ■卒業者に占める就職者の割合: 100% ■その他			主な学修成果 (資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和3年度卒業生に関する令和4年5月1日時点の情報) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔道整復師</td> <td>②</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するもの記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄		資格・検定名	種	受験者数	合格者数	柔道整復師	②	1人	1人												
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																							
柔道整復師	②	1人	1人																							
(令和3年度卒業生に関する令和4年5月1日時点の情報)																										
中途退学 の現状	■中途退学者 0名 令和3年4月1日時点において、在学者13名(令和3年4月1日入学者を含む) 令和4年3月31日時点において、在学者13名(令和4年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 ■中退防止・中退者支援のための取組 アドバイザーミーティングを定期的に開催し、成績不良や長期欠席者の情報共有を行い、早期に発見して対応できる学生支援体制を構築している。また、クラスアドバイザー(専任教員)が定期的に個別指導を実施するとともに、必要に応じて保護者とも連携を取り、中退者の抑制に努めている。			■中退率 0%																						
経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 ※有の場合、制度内容を記入 明治東洋医学院奨学金・入試制度及び既修得単位認定による授業料の減免 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象 対象: 11名 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載																									
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 有 ※有の場合、例えば以下について任意記載(評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL) 一般社団法人 柔道整復教育評価機構																									
当該学科の ホームページ URL	URL: www.meiji-s.ac.jp																									

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者であり、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年度に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業生数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賞金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱います)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係			
(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針			
<p>柔整医療を実践する職業人の養成において、実践的かつ専門的な能力を育成するために必要な教育課程を編成するために下記の基本方針に基づいて企業等と連携する。</p> <p>①現代の社会で求められている、また、今後、ニーズが高まると予想される柔整領域での実践的技術の習得を目的とする。</p> <p>②講師派遣施術所と教育内容の調整を行い、講師が提供できる知識・技術・技能の内容に即した授業科目を設定し、実習を中心とする授業形態により実践的な技能の習得を図る。</p> <p>③教育内容、効果が目的に合致しているか、多様な評価を行い、教育の改善に努めることにより、教育水準の向上を図る。</p>			
(2)教育課程編成委員会等の位置付け			
<p>社会で活躍する実践的職業人、教育課程の責任者、学校教育の現場責任者で構成されていることから、現状あるいは今後必要となる教育に関する提案を実践的職業人からいただき、学校教育の責任者等が具体的な教育計画案を作成し、本委員会の議を経て、新教育計画として管理運営会議(決定決議機関)に提案する。</p>			
(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿			
令和4年4月1日現在			
	名 前	所 属	任 期
	田邊 美彦	日本スポーツ整復療法学会 評議員	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)
	山村 徳三	宮川接骨院	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)
	小西 幹夫	小西接骨鍼灸院	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)
	三澤 圭吾	明治東洋医学院専門学校 副校長	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)
	齋藤 雅高	明治東洋医学院専門学校 柔整学科長	令和4年4月1日～令和5年3月31日(1年)
	檀上 博	明治東洋医学院専門学校 教務部長	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)
	秋津 知宏	明治東洋医学院専門学校 教務部次長	令和4年4月1日～令和5年3月31日(1年)
	※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。		
	①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)		
	②学会や学術機関等の有識者		
	③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員		
(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期			
年2回(毎年6月頃・12月頃)			
(開催日時)			
第1回 令和3年9月16日 15:00～16:00			
第2回 令和4年3月24日 14:00～15:10			
(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況			
<p>実費治療に関わる手技療法を授業内容に取り入れることや、超音波観察装置の教育においては、骨折の画像判断は高い技術が必要なため、筋肉の滑走や損傷を中心にすればどうかなど、臨床現場で求められる知識や技術について委員から意見があり、今後検討を進めることとした。</p>			
2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係			
(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針			
<p>業界の第一線で活躍する講師陣を招聘し、日々変化する社会状況や業界の情報等の最先端の情報を収集し、柔道整復師として施術を行ううえで必要な上肢、下肢、体幹の骨折、脱臼、軟部組織損傷についての知識・技能を習得することを目的とし、業界のニーズに対応する治療法を身に付けることを方針としている。</p>			
(2)実習・演習等における企業等との連携内容			
<p>治療の現場で実践・活躍している講師の下、現場で役立つ社会のニーズに応じた知識・技術が習得できる授業を行っている。具体的な連携内容は以下のとおりである。</p> <p>①講師が提供できる知識・技術・技能の内容は、当該授業科目の専門性を向上させるのに必要な内容であり、かつ卒業後の実践的、専門的能力の育成に必要な内容とする。</p> <p>②実習については、安全性を確保し、確実に技能が習得できる教育方法を決定する。</p> <p>③技能の習得ができたか、教育内容が妥当であったか、学生は満足したかなどを、学生、教育者、第三者により評価する。</p> <p>④評価結果を教育課程編成委員会で検討し、教育の改善を行うことにより、教育の水準の向上を図る。</p>			
(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。			
科 目 名	科 目 概 要	連 携 企 業 等	
臨床柔道整復実技(開業実践)	伝統的に行われている専門的な柔道整復技法の中で、現代社会でも用いられている技法を習得し実践できることを目的とし、柔道整復施術所の現場で実践・活躍している講師の指導の下、3年生に対して学校で実習を行う。	宮川接骨院	
臨床柔道整復実技(機能訓練)	柔道整復師が介護施設に機能訓練指導員として勤務するにあたり、施設内で行われている利用者の症状にあった機能訓練計画書の作成、および機能回復訓練法を3年生に対して学校で実習を行う。	デイハートたなか	
臨床柔道整復実技Ⅱ	スポーツにおける競技復帰や積極的なスポーツ競技におけるリハビリテーションを習得し実践できることを目的とし、柔道整復施術所の現場で実践・活躍している講師の指導の下、学校で実習を行う。	宮川接骨院	
臨床実習Ⅰ	アーリーエクスポージャーとして、卒業後に就職先となりうる病院、介護福祉施設等で見学実習を実施し、治療家になるための意識付けを行う。	古東整形外科、ふくろく整形外科クリニック おおたきクリニック 筋 트레이サー ビス クルーバー 筋 트레이サー ビス すまい、えがおデイサービス デイリハセンターさくら、きたえる一む長岡天神	
臨床実習Ⅱ	学外の接骨院等で実習に参加することにより、実際に行われている現場での治療の技術や知識を習得する。	清水整骨院、にぶ整骨院、かわばた整骨院 北川整骨院、宮川接骨院、むらつ鍼灸接骨院 とだ鍼灸整骨院、やまさわ整骨院 joy plus. 枚方鍼灸整骨院 joy plus. 桜宮鍼灸整骨院 joy plus. つかしん鍼灸整骨院	

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係			
(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針 本校が定めるFD委員会規程に基づき、以下の基本方針に沿って計画し、参加を推進している。 ①加盟している公益社団法人柔道整復学校協会の教員研修会(毎年度8月を予定)に参加する。 ②企業等の外部講師を招き、学校内において研修する。 ③企業等での研修を希望する教員に対し、募集を行い、曜日(原則週1回)を定め研修する。 ④個人が加盟する学会等の研修会に参加する。			
(2) 研修等の実績 ①専攻分野における実務に関する研修等 研修名 公益社団法人 日本柔道整復師会 第13回大阪学術大会 期 間 令和3年10月16日、17日 大阪柔整会館、ハイブリッド開催 内 容 柔道整復師の社会的存在価値を高める勝負の2年間 研修名 第30回日本柔道整復接骨医学会学術大会 期 間 令和3年11月13日、14日 帝京平成大学 ハイブリッド開催 内 容 臨床と学術の融合～Knee ver.～ ②指導力の修得・向上のための研修等 研修名 公益社団法人 全国柔道整復学校協会 第63回 教員研修会 期 間 令和3年11月27日、28日 スターゲイトホテル関西エアポート 内 容 柔道整復が社会に果たす役割			
(3) 研修等の計画 ①専攻分野における実務に関する研修等 研修名 公益社団法人 日本柔道整復師会 第14回大阪学術大会 期 間 令和4年10月1日、2日 大阪柔整会館 内 容 伝統を守るそして時代に沿う 研修名 第31回日本柔道整復接骨医学会学術大会 期 間 令和4年12月3日、4日 帝京科学大学 ハイブリッド開催 内 容 臨床と学術の融合～Shoulder ver.～ ②指導力の修得・向上のための研修等 研修名 公益社団法人 全国柔道整復学校協会 第64回 教員研修会 期 間 令和4年9月18日、19日 名古屋東急ホテル 内 容 柔道整復が社会に果たす役割 このほか、姉妹校の明治国際医療大学や他大学等での研修、学会等への参加を予定。			
4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係			
(1) 学校関係者評価の基本方針 学校の教育理念・目的・育成人材像の達成にむけて実施している教育課程、教育内容等を主として学校関係者評価委員会委員の外部委員(第三者)に説明し、理解のうえ評価を受けることにより、教育の水準の向上と質の保証を図る。また、その結果に基づき、学校教育等の改善と発展を目指す。			
(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応			
ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目		
(1) 教育理念・目標	社会のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか。		
(2) 学校運営	運営方針に沿った事業計画が策定されているか。教育活動等に関する情報公開が適切になされているか。		
(3) 教育活動	教育理念等に沿った教育課程の編成、実施方針等が策定されているか。学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか。キャリア教育、実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか。		
(4) 学修成果	資格取得率の向上が図られているか。退学率の低減が図られているか。		
(5) 学生支援	生徒に対する経済的な支援体制は整備されているか。保護者と適切に連携しているか。		
(6) 教育環境	施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか。		
(7) 学生の受け入れ募集	学生募集活動は適正に行われているか。		
(8) 財務	予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。		
(9) 法令等の遵守	自己評価の実施と問題点の改善を行っているか。		
(10) 社会貢献・地域貢献	地域に対する公開講座等を積極的に実施しているか。		
(11) 国際交流			
※(10)及び(11)については任意記載。			
(3) 学校関係者評価結果の活用状況 委員から、高校生の進学状況について、年々大学進学志向が強くなっていることから、今後は一層専門学校の魅力を伝える広報活動が喫緊の課題である旨の意見があった。 また、これからの高齢化社会で活躍できる鍼灸師や柔道整復師を育成するにあたり、手技技術が向上できる実習教育に努めるとともに、全員が国家試験に合格できる学修支援を徹底すること。キャリア教育の一員として、地域包括ケアシステムに鍼灸師や柔道整復師が参入する必要や、デイサービス開設及び機能訓練士資格取得など視野を広げることの重要性を学生に伝えていくべきである旨の意見があった。 これらの意見を踏まえ、広報戦略に基づいた効果的な高校訪問を実施し、本校の魅力を伝える広報活動に努めるとともに、実習科目やキャリア教育のさらなる充実を努めることとした。			
(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿			
令和4年4月1日現在			
名 前	所 属	任 期	種 別
北川 肇	大阪府柔道整復師柔道連盟	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	業界団体、卒業生
上山 陽	学校法人大阪学園 大阪高等学校 教頭	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	高等学校関係者
村上 雄一	関西大学北陽高等学校	令和4年4月1日～令和5年3月31日(1年)	高等学校関係者
酒井 良和	さかい鍼灸院	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	企業等委員、卒業生
佐子 幸男	佐子鍼灸整骨院	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	企業等委員、卒業生
竹藤 裕子	鍼灸治療院ひろ 元公益社団法人 大阪府鍼灸師会 理事	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	企業等委員、卒業生
田中 精一	デハートたなか たなか整骨院	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	企業等委員、卒業生
※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。 (例)企業等委員、PTA、卒業生等			
(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期 (ホームページ) URL: www.meiji-s.ac.jp 毎年10月1日			
5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係			
(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針 教育課程編成委員会において、ガイドライン項目(1)から(9)に対する内容について、概要を説明し意見を求め、学校関係者評価委員会との有機的関連性を図る。			
(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応			
ガイドラインの項目	学校が設定する項目		
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校の教育・人材育成の目標及び教育指導計画、特色		
(2) 各学科等の教育	資格取得合格率の実績		
(3) 教職員	教職員の組織、教員の専門性		
(4) キャリア教育・実践的職業教育	就職支援等への取組状況		
(5) 様々な教育活動・教育環境	スキルアップセミナー、フォローアップセミナー		
(6) 学生の生活支援	学生支援への取組状況		
(7) 学生納付金・修学支援	学生納付金の分納、延納制度 奨学金制度		
(8) 学校の財務	学院の事業報告書、貸借対照表、収支計算書		
(9) 学校評価	自己評価、学校関係者評価の結果		
(10) 国際連携の状況			
(11) その他	厚生施設の案内		
※(10)及び(11)については任意記載。			
(3) 情報提供方法 (ホームページ) URL: www.meiji-s.ac.jp			

授業科目等の概要

(医療専門課程第1柔整学科午後・第2柔整学科) 令和2年度入学生															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			自然科学	私達の身体の基本的な構造調節の仕組みを総合的に理解することを目的とする。	1前	30	2	○			○			○	
○			健康の科学	健康と傷害、疾病の成り立ちを学習するうえで、必要な基礎知識について学ぶことを目的とする。	1前	30	2	○			○				○
○			情報処理	コンピューターの基本を理解し、日常的に用いるインターネット・ワープロ表計算・プレゼンテーションソフトの理解を深め、セキュリティーの知識をつけることなどIT技術の基礎を習得することを目的とする。	1後	30	2	○			○				○
○			外国語	英語を通してコミュニケーションを図ることを目的とする。	2前	30	2	○			○				○
○			倫理学	医療人に必要な倫理を学ぶことを目的とする。	2前	30	2	○			○				○
○			心理学	人（患者さん）と接するために必要な心の問題を学ぶことを目的とする。	2後	30	2	○			○				○
○			社会学	社会の事象を1つの視点から学ぶことを目的とする。	3前	30	2	○			○				○
○			解剖学Ⅰ～Ⅳ	骨・筋、末梢神経系に分けて系統的に人体の構造を学ぶことを目的とする。	1前後	120	4	○	△		○			△	○
○			解剖学Ⅴ	解剖学の復習を行い、確実な知識として身に付けることを目的とする。	2前	30	1	○			○			△	○
○			解剖学Ⅵ～Ⅸ	内臓、脈管、神経系に分けて系統的に人体の構造を学ぶことを目的とする。	1前後	120	4	○			○				○
○			解剖学Ⅹ	末梢神経系の構造を学ぶことを目的とする。	2前	30	1	○			○				○

○		生理学Ⅰ・Ⅱ	人体の正常な機能について学習することを目的とする。	1 前後	60	2	○			○			○
○		生理学Ⅲ	人体の正常な機能について学習することを目的とする。(高齢者の生理学的特性・変化を含む)	2 前	30	1	○			○			○
○		運動生理学	競技者に関する身体機能の維持・改善における運動訓練の影響等を学ぶことを目的とする。	2 後	15	1	○			○			○
○		運動学	人の動きや動作を可能にしている構造とそのメカニズムを学ぶことを目的とする。	2 前	30	1	○			○			○
○		病理学概論Ⅰ・Ⅱ	人体の疾病を理解するための基礎として、各臓器に生じる病変(循環障害、炎症、腫瘍など)を学ぶことを目的とする。	2 後 3 前	60	2	○			○			○
○		衛生学・公衆衛生学Ⅰ・Ⅱ	病気を予防して健康の維持・増進をはかることを学ぶことを目的とする。	1 後 2 前	60	2	○			○			○
○		一般臨床医学Ⅰ・Ⅱ	消化器疾患、呼吸器疾患、循環器疾患など内科領域の疾患および現在医療機関で行われている治療法について学ぶことを目的とする。	2 後 3 前	60	2	○			○			○
○		運動障害学概論Ⅰ・Ⅱ	整形外科領域における診断学や治療法について学ぶことを目的とします。	2 後 3 前	60	2	○			○			○
○		外科学概論Ⅰ・Ⅱ	外傷やショック、手術や麻酔などの外科的な基礎的事項に加えて、救急法や代表的な外科的疾患について学ぶことを目的とします。	2 後 3 前	60	2	○			○			○
○		リハビリテーション概論Ⅰ・Ⅱ	リハビリテーションについての概念や歴史、その対象及び評価・診断・治療方法について学ぶことを目的とします。	2 後 3 前	60	2	○			○			○
○		柔道Ⅰ～Ⅵ	柔道の精神を学び、柔道を通じその技術と能力を養うことを目的とする。	1 前後 2 前後 3 前後	180	6				○	○		○
○		関係法規	柔道整復師として必要な業務に関係する医療・福祉の法律(医療法・柔道整復師法など)について学ぶことを目的とする。	3 前	30	2	○			○			○
○		医療概論	医療制度や職業倫理について学ぶことを目的とする。	3 後	15	1		○		○			○

○		社会保障制度	医療費等の社会保障制度を理解することにより、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるよう必要な知識を身につける。	3後	15	1		○	○									
○		骨折総論	柔道整復学の基礎となる骨折に関する基礎項目を理解し、骨折の発生から治癒に至るまでの総論的な部分を学ぶことを目的とする。	1前	30	1	○			○		○						
○		脱臼軟損総論	柔道整復学の基礎となる関節および軟部組織に関する基礎項目を理解し、関節損傷および軟部組織の損傷の発生から治癒に至るまでの総論的な部分を学ぶことを目的とする。	1前	30	1	○			○		○						
○		柔道整復学 上肢 I-1・I-2	上肢の骨折・脱臼・軟部組織損傷についてが学習し、形態機能を踏まえて系統的に学習し理解を深めることを目的とする。	1後	60	2	○			○		○						
○		柔道整復学 下肢・体幹 I-1・I-2	下肢・体幹の骨折・脱臼・軟部組織損傷についてが学習し、形態機能を踏まえて系統的に学習し理解を深めることを目的とする。	1後	60	2	○			○		○						
○		柔道整復 人体構造学	柔道整復理論に関連する骨・筋学を主とした解剖学の理解を深めることを目的とする。	3前	30	1	○			○		○						
○		柔道整復 人体機能学	柔道整復理論に関連する筋肉の働きなどの生体機能の知識を深めることを目的とする。	3前	30	1	○			○		○						
○		柔道整復 診察法	柔道整復に必要な診察法を学ぶことを目的とする。	3後	30	1	○			○		○						
○		運動器外傷 機能訓練法	柔道整復に必要な機能訓練法を学ぶことを目的とする。	3後	30	1	○			○		○						
○		柔道整復学 上肢 II-1・II-2 III-1・III-2	整復法、固定法、後療法の共通点と相違点に留意し、鑑別診断を意識しながら、上肢の骨折・脱臼・軟部組織損傷を学ぶことを目的とする。	2前後	120	4	○			○		○						
○		柔道整復学 下肢・体幹 II-1・II-2 III-1・III-2	整復法、固定法、後療法の共通点と相違点に留意し、鑑別診断を意識しながら、下肢・体幹の骨折・脱臼・軟部組織損傷を学ぶことを目的とする。	2前後	120	4	○			○		○						
○		柔道整復学 (診察と 評価)	実際に患者と接した際に確かな診察を行うために必要な医療面接、検査法等の知識を学ぶことを目的とする。	2前	30	1	○			○		○						
○		総合柔道 整復学Ⅰ～Ⅷ	国家試験に対応した授業で、問題演習を柱として対象となる11科目を総合的に学ぶことを目的とする。	3前後 時外	240	8	○			○		○						
○		基礎包帯実技	包帯の巻き方を中心に、基礎となる包帯法を学ぶことを目的とする。	1前	30	1				○		○						

○		基礎固定実技	骨折や脱臼等の固定法についての基礎を学びます。種々の固定材料を用いて、主に巻軸帯（包帯）による固定法およびテーピングの基礎を学ぶことを目的とする。	1前	30	1				○	○		○		
○		柔道整復実技 上肢Ⅰ～Ⅲ	上肢の骨折・脱臼・軟部組織損傷の整復法・固定法を習得することを目的とする。	1後 2前後	90	3				○	○		○		
○		柔道整復実技 下肢・体幹Ⅰ～Ⅲ	下肢・体幹の骨折・脱臼・軟部組織損傷の整復法・固定法を習得することを目的とする。	1後 2前後	90	3				○	○		○		
○		基礎柔道整復 実技Ⅰ・Ⅱ	関節可動域測定、徒手筋力テスト、反射、血圧測定、医療コミュニケーションを学ぶことを目的とする。	1前後	60	2				○	○		○		
○		機能回復訓練 実技	スポーツ現場で活用できる各種のテーピング法や、機能回復訓練の方法を学ぶことを目的とする。	3後	30	1				○	○		○		
○		臨床柔道整復 実技 (外傷予防)	高齢者及び競技者の生理学的特徴・変化で得た知識を活用し、具体的な外傷予防の手法を習得することを目的とする。	2後	30	1				○	○		○		
○		臨床柔道整復 実技 (開業実践)	開業されている講師を招き、実践に必要な知識、技術を学ぶことを目的とする。	3後	30	1				○	○		○	○	
○		臨床柔道整復 実技 (機能訓練)	リハビリテーションにおける器具の使い方や機能回復訓練の実技を行うことを目的とする。	3後	30	1				○	○		○	○	
○		救急処置実習	応急救急の処置法の実習を行うことを目的とする。	1前	30	1				○	○		○		
○		総合柔道整復 実技Ⅰ・Ⅱ	上肢・下肢・体幹の骨折・脱臼・軟部組織損傷について、診断の仕方・整復法・固定法について実習を行うことを目的とする。	3前後	60	2				○	○		○		
○		臨床実習 Ⅰ～Ⅳ	附属治療所、整形外科病院見学実習、スポーツ現場やスキー場の救護見学等の実習を行う。	1 2 3 時外	180	4				○	○		○	△	○
					92科目		2775単位時間(101単位)								

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：卒業までに開設している全科目について、「可」以上（60点以上）の認定を受けなければならない。 履修方法：大学設置基準に基づき、単位制をとっている。当該学期に開設している全ての学科を履修しなければならない。		1学年の学期区分	2期
		1学期の授業期間	15週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。

授業科目等の概要

(医療専門課程第1・2 柔整学科) 令和3年度入学生															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験・ 実 習・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
○			自然科学	私達の身体の基本的な構造調節の仕組みを総合的に学修する。	1前	30	2	○			○			○	
○			健康とスポーツ	体力測定の評価法・力測定の評価法・健康のための脳トレーニングを学修する。	1前	30	2	○			○			○	
○			情報処理	コンピューターの基本を理解し、日常的に用いるインターネット・ワープロ表計算・プレゼンテーションソフトの理解を深め、セキュリティの知識をつけることなどIT技術の基礎を学修する。	1前	30	2	○			○			○	
○			外国語	英語を通してコミュニケーションを図ることを目的とする。	1前	30	2	○			○			○	
○			健康指導法	スポーツの意義と価値、体力・トレーニング理論、コーチングなど、スポーツ全般に関する認識を深め学修する。	2前	30	2	○			○			○	
○			食と健康	健康を維持・増進するための正しく、かつ合理的な食物摂取のあり方について学び、さらに、運動の効果を最大限に引き出すために必要な食事のあり方やサプリメントの利用法等について学修する。	2前	30	2	○			○			○	
○			心理学	人（患者さん）と接するために必要な心の問題を学修する。	3前	30	2	○			○			○	
○			解剖学Ⅰ	骨の名称、構造を学修する。	1前	30	1	○			○		○		
○			解剖学Ⅱ	筋の名称、作用を学修する。	1前	30	1	○			○		○		
○			解剖学Ⅲ-1	消化・呼吸器の名称、構造を学修する。	1前	30	1	○			○			○	
○			解剖学Ⅲ-2	泌尿・生殖器の名称、構造を学修する。	1後	30	1	○			○			○	
○			解剖学Ⅳ	脈管の名称、構造を学修する。	1後	30	1	○			○			○	

○		解剖学Ⅴ	中枢神経の名称、構造、機能を学修する。	2 前	30	1	○			○			○
○		解剖学Ⅵ	末梢神経の名称、構造、機能を学修する。	2 前	30	1	○			○			○
○		体表解剖学	ipad（ヒューマンアトミー）を使用しながら体表解剖を学修する。	1 後	30	1	○			○			○
○		局所解剖学	超音波画像観察装置等を使用しながら体表解剖を学修する。	2 後	30	1	○			○			○
○		生理学Ⅰ-1	人体の正常な機能（血液、骨の生理）について学修する。	1 前	30	1	○			○			○
○		生理学Ⅰ-2	人体の正常な機能（尿の生成と排泄、栄養と代謝）について学修する。	1 後	30	1	○			○			○
○		生理学Ⅱ-1	人体の正常な機能（筋の生理、神経の生理）について学修する。	1 前	30	1	○			○			○
○		生理学Ⅱ-2	人体の正常な機能（感覚の生理、内分泌）について学修する。	1 後	30	1	○			○			○
○		応用生理学	高齢者・競技者の生理学的特徴・変化について学修する。	2 前	30	1	○			○			○
○		運動学	人の動きや動作を可能にしている構造とそのメカニズムについて学修する。	2 後	30	1	○			○			○
○		病理学概論Ⅰ	各臓器に生じる病変（病因論、退行性病変）を学修する。	2 後	30	1	○			○			○
○		病理学概論Ⅱ	各臓器に生じる病変（進行性病変、腫瘍）を学修する。	3 前	30	1	○			○			○
○		衛生学・公衆衛生学Ⅰ	健康の保持増進と疾病予防、公衆衛生について学修する。	2 後	30	1	○			○			○
○		衛生学・公衆衛生学Ⅱ	感染症、消毒などについて学修する。	3 前	30	1	○			○			○
○		一般臨床医学Ⅰ	内科領域（診察概論・各論）の疾患について学修する。	2 後	30	1	○			○			○
○		一般臨床医学Ⅱ	内科領域（症候概論）の疾患について学修する。	3 前	30	1	○			○			○

○		運動傷害学概論	整形外科領域の疾患を学修する。	2後	30	1	○			○			○
○		高齢者傷害学概論	高齢者に多くみられる外傷や関節疾患等の傷害を学修する。	3前	30	1	○			○			○
○		外科学概論Ⅰ	外科領域の疾患（総論）を学修する。	2後	30	1	○			○			○
○		外科学概論Ⅱ	外科領域の疾患（救急法）を学修する。	3前	30	1	○			○			○
○		リハビリテーション概論	リハビリテーションについての概念や歴史、その対象及び評価・診断・治療法を学修する。	3前	30	1	○			○			○
○		柔道整復術の適応	柔道整復師の業務範囲であるかを適切に判断し、柔道整復術を適切に実施できる能力を身に付けることを目的とする。	1前	30	2	○			○			○
○		柔道Ⅰ	柔道の精神を学び、柔道を通じその技術と能力を養う。	1後	30	1		○		○			○
○		柔道Ⅱ-1	柔道の精神を学び、柔道を通じその技術と能力を養う。	2前	30	1		○		○			○
○		柔道Ⅱ-2	柔道の精神を学び、柔道を通じその技術と能力を養う。	2後	30	1		○		○			○
○		柔道Ⅲ	柔道の精神を学び、柔道を通じその技術と能力を養う。	3前	30	1		○		○			○
○		職業倫理	柔道整復を業として行うための職業倫理を学修する。	2後	30	1	○			○			○
○		関係法規	柔道整復師として必要な、業務に関する医療・福祉の法律を学修する。	3前	30	2	○			○			○
○		臨床コミュニケーション論	患者や医療従事者とコミュニケーションをとるために必要なこと学修する。	3後	30	1	○			○			○
○		社会保障制度	医療費等の社会保障制度を学修する。	3後	30	1	○			○			○
○		基礎柔道整復学Ⅰ	骨折の発生機序、症状、合併症、治療法等を学修する。	1前	30	1	○			○			○
○		基礎柔道整復学Ⅱ	脱臼や軟部組織損傷の発生機序、症状、合併症、治療法等を学修する。	1前	30	1	○			○			○

○		基礎柔道整復学Ⅲ-1	上肢（肩関節周辺）の骨折、脱臼、軟部組織損傷を学修する。	1後	30	1	○			○	○		
○		基礎柔道整復学Ⅲ-2	上肢（上腕周辺）の骨折、脱臼、軟部組織損傷を学修する。	1後	30	1	○			○	○		
○		基礎柔道整復学Ⅲ-3	上肢（肘関節周辺）の骨折、脱臼、軟部組織損傷を学修する。	2前	30	1	○			○		○	
○		基礎柔道整復学Ⅲ-4	上肢（前腕周辺）の骨折、脱臼、軟部組織損傷を学修する。	2前	30	1	○			○	○		
○		基礎柔道整復学Ⅲ-5	上肢（手関節周辺）の骨折、脱臼、軟部組織損傷を学修する。	2後	30	1	○			○	○	△	
○		基礎柔道整復学Ⅳ-1	下肢（大腿周辺、膝関節周辺）の骨折、脱臼、軟部組織損傷を学修する。	1後	30	1	○			○	○		
○		基礎柔道整復学Ⅳ-2	下肢（下腿周辺、足部周辺）の骨折、脱臼、軟部組織損傷を学修する。	2前	30	1	○			○	○		
○		基礎柔道整復学Ⅴ-1	体幹（頭部、背部上方）の骨折、脱臼、軟部組織損傷を学修する。	1後	30	1	○			○	○		
○		基礎柔道整復学Ⅴ-2	体幹（背部下方、骨盤）の骨折、脱臼、軟部組織損傷を学修する。	2前	30	1	○			○	○		
○		臨床柔道整復学Ⅰ	物理療法機器の使用方法を理解し、用いることが出来るように学修する。	1後	30	1	○			○	○		
○		臨床柔道整復学Ⅱ	医用画像（X線、MRI、CT、超音波画像）に関する理解を深め画像の見方について学修する。	2前	30	1	○			○		○	
○		臨床柔道整復学Ⅲ	ストレッチング、マッサージ、マニピュレーション等の初歩的な方法および各種徒手療法を学修する。	2前	30	1	○			○	○	△	
○		臨床柔道整復学Ⅳ-1	競技復帰や積極的なスポーツ活動を目的としたリハビリテーションを学修する。	2前	30	1	○			○		○	
○		臨床柔道整復学Ⅳ-2	身体の運動に関して生体の構造や機能を力学的観点から運動の仕組みを学修する。	2後	30	1	○			○		○	
○		臨床柔道整復学Ⅴ（スポーツ外傷）	柔道整復師が頻回に遭遇するスポーツ外傷・障害の特徴・分類・鑑別診断・処置等について学修する。	2後	30	1	○			○	○	△	○
○		臨床柔道整復学Ⅴ（開業支援）	臨床で実践的に用いる柔道整復施術すなわち整復法、固定法および手技などの技術を学修する。	2後	30	1	○			○	○	△	○

○		臨床柔道整復学Ⅵ	高齢者能訓練を指導する方法等について学修する。	3前	30	1	○			○								
○		臨床柔道整復学Ⅶ	柔道整復師の臨床に必要な診察法を学修する。	3後	30	1	○			○				○				
○		臨床柔道整復学Ⅷ	運動器の外傷機能訓練法を学修する。	3後	30	1	○			○								○
○		総合柔道整復学Ⅰ	国家試験（柔整理論 総論・上肢）に対応した授業で、問題演習を柱として総合的に学修する。	3前	30	1	○			○				○				
○		総合柔道整復学Ⅱ	国家試験（柔整理論 下肢・体幹）に対応した授業で、問題演習を柱として総合的に学修する。	3前	30	1	○			○				○				
○		総合柔道整復学Ⅲ	国家試験（解剖学）に対応した授業で、問題演習を柱として総合的に学修する。	3後	30	1	○			○				○				
○		総合柔道整復学Ⅳ	国家試験（生理学）に対応した授業で、問題演習を柱として総合的に学修する。	3後	30	1	○			○				○				
○		総合柔道整復学Ⅴ	国家試験（衛生学、公衆衛生学、外科学概論）に対応した授業で、問題演習を柱として総合的に学修する。	3外	30	1	○			○				○				
○		総合柔道整復学Ⅵ	国家試験（一般臨床、病理学概論）に対応した授業で、問題演習を柱として総合的に学修する。	3外	30	1	○			○				○				
○		総合柔道整復学Ⅶ	国家試験（運動学、整形外科、リハビリテーション概論）に対応した授業で、問題演習を柱として総合的に学修する。	3外	30	1	○			○				○				
○		総合柔道整復学Ⅷ	国家試験（必修科目）に対応した授業で、問題演習を柱として総合的に学修する。	3外	30	1	○			○				○				
○		基礎柔道整復実技Ⅰ-1	基礎包帯法を学修する	1前	30	1		○		○				○				
○		基礎柔道整復実技Ⅰ-2	基礎固定法を学修する。	1前	30	1		○		○				○				
○		基礎柔道整復実技Ⅱ	徒手筋力テスト、腱反射、知覚検査、カルテ記録法等について学修する。	1後	30	1		○		○				○				
○		基礎柔道整復実技Ⅲ-1	上肢（肩関節周辺、上腕周辺）の骨折、脱臼、軟部組織損傷の整復法・固定法を学修する。	1後	30	1		○		○				○				
○		基礎柔道整復実技Ⅲ-2	上肢（肘関節周辺、前腕部周辺）の骨折、脱臼、軟部組織損傷の整復法・固定法を学修する。	2前	30	1		○		○				○				

○		基礎柔道整復 実技Ⅳ	下肢の骨折、脱臼、軟部組織損傷の整復法・固定法を学修する。	1 後	30	1		○	○	○			
○		基礎柔道整復 実技Ⅴ	体幹の骨折、脱臼、軟部組織損傷の整復法・固定法を学修する。	2 前	30	1		○	○	○			
○		臨床柔道整復 実技Ⅰ	ストレッチング、マッサージ、マニピュレーション等の初歩的な方法および各種徒手療法を学修する。	2 後	30	1		○	○	○	△		
○		臨床柔道整復 実技Ⅱ	競技復帰や積極的なスポーツ活動を目的としたリハビリテーション法を学修する。	2 後	30	1		○	○		○	○	
○		臨床柔道整復 実技Ⅲ	応急救急法・テーピング（テーピング・キネシオテープ法）を学修する。	2 後	30	1		○	○	○			
	○	臨床柔道整復 実技Ⅳ（ス ポーツ外傷）	柔道整復師が頻回に遭遇するスポーツ外傷・障害の鑑別診断・処置法を学修する。	3 前	30	1		○	○	○			
	○	臨床柔道整復 実技Ⅳ（開業 支援）	臨床で実践的に用いる柔道整復術を学修する。	3 前	30	1		○	○	○			
○		臨床柔道整復 実技Ⅴ	高齢者と競技者の生理学的特徴に応じた予防法、プログラム法を学修する。	3 前	30	1		○	○	○			
○		臨床柔道整復 実技Ⅵ	リハビリテーション科で勤務される場合を想定して器具の使い方や、機能回復訓練法を学修する。	3 後	30	1		○	○	○	△	○	
○		臨床柔道整復 実技Ⅶ	高齢者能訓練を指導する方法等を学修する。	3 後	30	1		○	○		○		
○		伝承柔道整復 実技	伝承されてきた柔道整復術を学修する。	3 後	30	1		○	○	○			
○		総合柔道整復 実技Ⅰ	上肢・下肢・体幹の骨折・脱臼・軟部組織損傷について、診断の仕方・整復法・固定法について学修する。	3 前	30	1		○	○	○			
○		総合柔道整復 実技Ⅱ	上肢・下肢・体幹の骨折・脱臼・軟部組織損傷について、診断の仕方・整復法・固定法について学修する。	3 後	30	1		○	○	○			
○		臨床実習Ⅰ	医療機関（医院、クリニック、病院等）、介護保険施設での見修を通じて柔道整復師について学修する。	1 外	45	1			○	○	○	△	○
○		臨床実習Ⅱ	接骨院での臨床実習を実施する。	2 外	45	1			○	○	○	△	○
○		臨床実習Ⅲ	スキー場救護所での臨床実習を実施する。	2 外	45	1			○	○	○		

○		臨床実習Ⅳ	スポーツ現場での臨床実習実習を実施する。	3 外	45	1				○	○	○	
				91科目	2790単位時間(100単位)								

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：卒業までに開設している全科目について、「可」以上（60点以上）の認定を受けなければならない。 履修方法：大学設置基準に基づき単位制をとっている。当該学期に開設している全ての学科を履修しなければならない。		1学年の学期区分	2期
		1学期の授業期間	15週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。

○指定規則時間外

分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
		○	インターンシップ実習Ⅰ	附属接骨院実習を実施する。	1 外	40	1			○		○	○	△	
		○	インターンシップ実習Ⅱ	スポーツジムでの実習を実施する。	2 外	40	1			○		○	○	△	
		○	インターンシップ実習Ⅲ	実費中心で施術所を開業されている院での実習を実施する。	2 外	40	1			○		○	○	△	
		○	インターンシップ実習Ⅳ	社会人・プロスポーツでのトレーナー実習を実施する。	3 外	40	1			○		○	○	△	